契約書(案)

公立大学法人島根県立大学（以下「甲」という。）と○○○○○○○○（以下「乙」という。）とは乙が所有する以下に掲げる物件を甲に賃貸すること及び別添仕様書に定める委託業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲に対して、その所有する次の物件（以下「貸付物件」という。）を賃貸し、別添仕様書に定める委託業務の履行について責務を負うものとする。これに対し甲は乙に賃借料及び委託料を支払うことを約するものとする。

公立大学法人島根県立大学

統合学生情報システムの更新、及び、運用保守業務一式

（契約保証金）

第２条　乙は、甲に対し契約保証金として前条の契約金額の百分の十に相当する額を支払うものとする。ただし、公立大学法人島根県立大学契約事務取扱規程第26条の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

（契約期間）

第３条　この契約の期間は、2024（令和６）年４月１日から2030（令和１２）年３月３１日までとする。

（賃借料及び委託料）

第４条　賃貸物件の賃借料及び委託料は、次のとおりとする。

月額　金　　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

　　総額　金　　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　円）

２　前項に規定する賃借料及び委託料の各年度における支払額は次のとおりとする。

　　2024年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　 　　　円）

　 2025年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

2026年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　 2027年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　 2028年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　 2029年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　 2030年度　金　　　　　　　　　円（うち、消費税及び地方消費税の額　　　　　　　円）

　　ただし、第３条の契約期間において１か月に満たない月があるときには、その月の賃借料及び委託料は、日割りをもって算定する。

（委託業務完了報告）

第５条　乙は、委託業務完了後、10日以内に委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第６条　甲は、前条の完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

２　乙は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

３　前項の場合においては、前条及び第１項の規定を準用する。

（契約不適合責任）

第７条　委託業務の検査完了後、委託業務の内容に論理的誤りまたは仕様書等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合には、甲及び乙は当該契約不適合の原因についての協議を行うものとする。協議の結果、当該契約不適合が乙の責に帰すべきものであると判断された場合には、乙は無償で当該契約不適合の修正を行うものとする。

２　前項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等あるいは甲の与えた指示による場合は適用しないものとする。ただし、乙がその資料等または指示が不適当であることを知りながら、甲に告げなかったときはこの限りではない。

３　前2項の修正を実施したにもかかわらず、当該契約不適合が是正されなかったときは、乙は、甲に対し、委託料を限度として、甲に現実に発生した通常の直接損害を賠償するものとする。

４　本条により乙が責任を負う期間は、委託業務の検査完了後６ヶ月間とする。ただし、ハードウェアについてはメーカーの保証期間に従うものとする。

（賃借料及び委託料の支払い等）

第８条　乙は、1か月ごとにその期間の満了後の賃借料及び委託料を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求を受けた場合、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、その日か　ら30日以内に賃借料及び委託料を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第９条　乙は、正当な理由によらないで第３条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、甲が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。第２項及び第３項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。

２　甲は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

３　甲が第６条第１項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年2.5パーセントを乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。

（保険）

第１０条　乙は、貸付物件の契約期間中必要な保険料を負担するものとする。

（個人情報の保護）

第１１条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

（情報セキュリティ遵守）

第１２条 乙は、この契約による業務を処理するための情報セキュリティの取扱いについては、別記「情報セキュリティ遵守に関する特記事項」を守らなければならない。

（契約内容の変更等）

第１３条　甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は

　履行を一時中止させることができる。

２　前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

（契約の解除）

第１４条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(１)乙が、甲の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせたとき

(２)乙が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき

(３)乙が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき

(４)乙又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき

(５)乙がこの契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき

(６)前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき

(７)乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき

２　甲は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。

（違約金）

第１５条　乙は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　甲は、前条の規定により、契約を解除した場合において、前項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第１６条　甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（不慮の事故）

第１７条　乙は、貸付物件が天災その他甲の責めに帰することができない事由により、き損又　は滅失したときは、速やかに乙の負担においてこれを原状に復し、又は新たな装置を提供しなければならない。

（貸付物件の移転等）

第１８条　甲は、貸付物件の移転を必要とするときはその旨を事前に乙へ通知し、乙が移転をするものとする。

（権利譲渡等）

第１９条　甲又は乙は、この契約によって生じる権利、若しくは義務を第３者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（貸付物件の返還）

第２０条　甲は、契約期間が満了したとき又は第１４条の規定によりこの契約が解除されたときは、貸付物件を速やかに返還するものとする。この場合において、当該返還に　要する経費は乙の負担とする。

（疑義の解決）

第２３条　この契約に定めのない事項で必要がある場合又はこの契約に定める事項について疑　義が生じた場合は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（契約の費用）

第２４条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

　この契約の締結を証するため契約書２通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

2023（令和5）年　　月　　日

　　　　　　甲　　島根県浜田市野原町２４３３の２

　　　　　 　公立大学法人島根県立大学

　　　　　　　　　　　　理事長　　山下　一也

　　　　　　乙

＜別記１＞

個人情報の取扱いに係る特記事項

（基本的事項）

第１ 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

第３ 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第４ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第５ 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

（責任体制の整備）

第６ 乙は、第５の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第７ 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

２ 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３ 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（再委託）

第８ 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

２ 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

⑴ 再委託の相手方の名称

⑵ 再委託が必要な理由

⑶ 再委託を行う業務の内容

⑷ 再委託の相手方において取り扱う個人情報

⑸ 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容

⑹ 再委託の相手方の監督方法

３ 再委託を行う場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

４ 乙は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（業務従事者への周知）

第９ 乙は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（返還、消去及び廃棄）

第 11 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報又は乙自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、甲の指定した方法により直ちに甲に返還、消去又は廃棄するものとする。

（定期報告及び緊急時報告）

第 12 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査等）

第 13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙、丙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙、丙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。

２ 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

３ 第 1 項及び第 2 項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。

（漏えい等事案が発生した場合の対応）

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２ 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。

３ 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２ 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 16 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容及び法令に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

＜別記２＞

情報セキュリティ遵守に関する特記事項

第１条（守秘義務）

１　本特記事項において情報とは、甲から開示又は提供される委託業務に関する書面、電子媒体、口頭によるものを問わない一切の情報をいう。

２　前項に関わらず、次の各号のいずれかに該当する情報は含まれないものとする。

（１）甲から開示又は提供された時点で既に公知となっていた情報。

（２）甲から開示又は提供された後、乙の責に帰すべき事由によらず公知となった情報。

（３）甲から開示又は提供された時点で、既に乙が保有していた情報。

（４）正当な権限を有する第三者から開示又は提供された情報。

（５）甲が秘密保持義務を課すことなく乙又は第三者に開示又は提供した情報。

（６）法令又は行政機関の要請に基づいて開示又は提供された情報。

３　乙は、情報の利用・保管・持ち出し・消去・破棄における取り扱い手順について、次の各号を遵守しなければならない。

（１）委託業務に関する情報とそれ以外の情報が混在しないよう区別して保管すること。

（２）情報の管理者及びアクセスできる人の範囲を定めること。

（３）情報を保管している部屋又はフロアへの侵入を防止するための対策を行うこと。

（４）情報が格納された記憶媒体、紙資料等は施錠管理すること。

（５）甲の書面による同意なくして情報を複製しないこと。

（６）甲の書面による同意なくして第三者に情報を開示又は漏洩しないこと。

（７）電子化された情報を持ち出す場合、電子ファイルの暗号化を行うこと。

（８）電子化された情報を格納する記憶媒体は、セキュリティロック機能を有するものを用いること。

（９）記憶媒体の持ち出しを終えたときには、情報が正しく消去されているか都度確認すること。

（10）情報が記されたFAX、プリントアウトその他の書類が長時間放置されたままにならないようなルールを整備し運用すること。

（11）乙の従業員が担当の業務を外れる際には、保有している情報を廃棄・消去させ、保有していないことを確認すること。

４　乙は、委託業務で用いる作業用端末に対する脆弱性対策として、次の各号を遵守しなければならない。

（１）作業用端末は特定のものとし、個人所有の端末や記憶媒体を利用しないこと。

（２）脆弱性解消のため、修正プログラム・修正パッチの適用を定期的に行うこと。

（３）ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行うこと。

（４）この契約の業務に不要なソフトウェアをインストールしないこと。

（５）パスワードは、不正アクセスがされないような文字列を設定し、適切に管理すること。

５　乙は、甲のサーバーやネットワークに接続する際の手続きとして、次の各号を遵守しなければならない。

（１）甲のサーバーやネットワークに接続する場合は、事前に甲の承認を得ること。

（２）リモート接続の際は、認証機能やコールバック機能等を備えるなど、適切なセキュリティ対策を施すこと。

６　乙は、検証のために甲のサーバーの情報を複製する必要がある場合は、事前に甲と協議の上、甲の承認を得ること。なお、複製する際は、必ず個人情報等重要情報のマスキングを行うこと。

７　乙は、委託業務の再委託について、次の各号を遵守しなければならない。

（１）業務の再委託を行う場合は、実施理由・必要性、内容、再委託先についての書面を事前に甲に提出し承認を得ること。

（２）乙と再委託先との間でこの契約と同等の内容の契約を締結すること。

（３）再委託先における情報セキュリティ対策が適切に維持・運営されていることを、乙が責任をもって定期的に確認すること。

８　乙は、再委託先を含めた業務に関わる全従業員に対し、定期的に情報セキュリティ遵守事項を周知・徹底しなければならない。

９　乙は、甲の書面による同意を得て、必要な範囲で弁護士、会計士等（以下「被開示者」という。）に情報を開示することができるものとする。但し、甲及び乙は被開示者が法令に基づく秘密保持義務を負っていないときには、この契約におけるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

10　本条の他の規定に関わらず、乙は、法令、裁判所の決定・命令、行政庁の命令において求められる限度において情報を開示することができ、開示したことに関して甲に対して何ら賠償責任その他の法的責任を負わないものとする。

11　乙は、情報の漏洩の事実またはそのおそれを知ったときは、直ちに甲に報告し、損害が拡大しないよう努めるものとする。

第２条（有効期間）

１　この契約の義務は、委託業務の終了後も有効に存続するものとする。

第３条（協議等）

１　この契約に定めなき事項及びこの契約書の各条項に関する疑義が生じた場合は、乙は、信義誠実の原則に基づいて甲と協議し、解決を図るものとする。

２　乙は、甲からの求めがあった場合に、乙の資本関係・役員等の情報、受託作業の実施場所に関する情報、受託業務の従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を提供するものとする。

３　乙は、甲からの求めがあった場合に、甲が選定した事業者による情報セキュリティ監査を受け、必要な情報を提供するものとする。

４　この契約に関連して生じた一切の紛争に関して、前項の協議不調の場合には松江地方裁判所のみをもって第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

５　この契約書は、日本法を準拠法として解釈されるものとすることに合意する。